

# 確定申告

## に必要な書類はこちら！

※相談日程については、1面をご確認ください。

嘱託税理士・会員税理士  
南九州税理士会派遣税理士の  
先生方の相談が受けられます。

チェック欄	書類及びチェック項目
	・売上、仕入、経費等の集計はできていますか → 決算書(控)をご利用ください。
	・減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は、明細書・領収書をご持参ください
	・平成27・28年分の決算書・確定申告書の控
	・国民健康保険料(介護保険料)の平成29年1月～12月までに支払った金額のわかるもの
	・国民年金の控除証明書 ※添付が義務付けられています
	・国民年金基金の控除証明書(該当の方) ※添付が義務付けられています
	・生命保険料の控除証明書(一般用・介護医療用・個人年金用)
	・地震保険料の控除証明書
	・小規模企業共済の掛金払込証明書(ハガキ等) ※共済加入している場合
	・給与収入があった方、年金受給者の方は源泉徴収票
	・印鑑(振替納税等の手続をされる方は、銀行届出印)
	・医療費のある方は、1月～12月に支払ったものの集計 [「医療費の明細書」(青申会にあります)をご利用されると便利です]
	・消費税の申告自己管理票(消費税の申告がある方のみ)
	・昨年e-Taxで申告をされた方は、税務署からの「確定申告のお知らせ/ハガキ」をご持参ください

### 申告相談前に調べておきましょう！

#### ① 予定納税はありませんか？

予定納税を納付された方は、納税額を確認しておきましょう。

#### ② 消費税の申告は・・・？

消費税の申告が必要な方は「一般課税」「簡易課税」どちらを選択しているか、中間納付がある場合は、納付金額を確認しておきましょう。

#### ③ マイナンバーをご確認ください

- ・確定申告をされるご本人
  - ・確定申告をされる方の扶養親族
  - ・青色専従者
- それぞれのマイナンバー(個人番号)が必要となります



熊本地震により被害を受け、平成29年中に被災住宅等について災害関連支出(修繕等)があった方は、平成29年分確定申告時に雑損控除の適用を受けられる場合があります。「平成28年分の確定申告書の控え」と「災害関連支出(修繕等)の領収書」を決算申告相談時に必ずご持参ください！

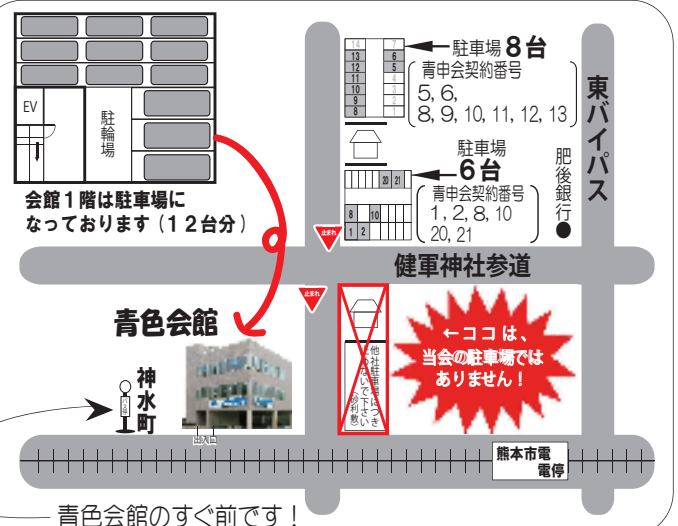
### e-Tax で早期提出にご協力ください！

当会では「正しく早く」をモットーに1月から決算相談を行い、「確定申告早期提出」運動を行なっています。2月15日までの早期提出に皆様のご協力をお願いします。

## 駐車場のご案内

※お車でお越しの方は、青色会館のご近所にご迷惑のかからない様にご配慮お願い致します。駐車の際は右記駐車場をご利用ください。

駐車場には限りがございますので、なるべく公共の乗物をご利用いただきますようお願い致します。



青色会館のすぐ前です！